

# 富山スイミングクラブ運営規定

## 第1条（会員資格）

本クラブの入会資格は以下の通りとする。

- ① 本クラブの趣旨に賛同し、本規程の定める各条項を遵守できる方。
- ② 未成年者の場合は保護者の同意がある方。
- ③ 運動の制限がある方、感染症およびその他の疾患を持つ方は、本クラブで入会審査を行い、適当と認められた方。
- ④ 医師から運動を禁止されていない方。
- ⑤ 刺青等をしていない方、および暴力団関係者でない方。
- ⑥ 集団指導に適應できるか本クラブが審査を行い、適当と認められた方。

## 第2条（利用の制限）

次の各号の一つに該当する方は、本クラブの利用を禁止、または途中退場していただく場合がある。

- ① 酒気帯びの方。
- ② 刃物等危険物を持っている方。
- ③ 運動の制限がある方、感染症およびその他の疾患にかかった方。
- ④ 他の会員に迷惑をかける、または迷惑がかかると本クラブが判断した方。
- ⑤ 本クラブが集団指導に不適応と認められた方。

## 第3条（会員の種別および諸費用）

会員種別および諸費用は別紙の通りとする。

## 第4条（会員資格取得）

会員になろうとする方は所定の申込書に記入し申し込む。

- ① 会員になろうとする方は入会金等を本クラブに支払わなければならない。この場合一度納入された入会金および月会費はいかなる場合においてもこれを返還しない。
- ② 入会手続きを完了した方は会員となり、会員区分に従って利用することができる。

## 第5条（会員証）

- ① 会員証は会員本人のみが利用することができ、他人に貸与・譲与はできない。
- ② 会員は本クラブを利用するときは、必ず会員証を提出しなければならない。
- ③ 会員証の再発行に際しては手数料が必要となる。

## 第6条（会員資格の喪失）

会員は次のときに会員資格を喪失する。

- ① 会員本人が死亡したとき。
- ② 本クラブの名誉を傷つけ、または秩序を乱したとき。
- ③ 本規程に違反したとき。
- ④ 施設・設備等を故意に破損したとき。
- ⑤ 会費の支払いを3ヶ月以上滞納したとき。

## 第7条（休会）

- ① 会員がやむをえない理由により休会する場合は、前もって休会届を提出すること。
- ② 休会中の会費は1ヶ月500円とする。但し4ヶ月以内とする。
- ③ 休会届の受付は前月の15日までとする。それを過ぎたときは翌月扱いとなる。

## 第8条（退会）

- ① 第6条に定められた条項以外の理由で退会するときは、前もって退会届を提出する。
- ② 退会届の受付は前月の15日までとする。それを過ぎたときは翌月扱いとなる。

## 第9条（クラスの変更）

- ① クラスを変更する場合は、事前にクラスの変更届を必要とする。
- ② クラスの変更手数料は1回200円とする。
- ③ 希望のクラスが満員のときはすぐに変更できない場合がある。
- ④ 変更届の受付は前月15日までとする。それを過ぎたときは翌月扱いとなる。

## 第10条（営業日および営業時間）

- ① 営業日は本クラブが定めた年間スケジュールによる。
- ② スクールの日程や営業日の変更の告知は館内掲示およびホームページで行う。家庭連絡はしない。
- ③ 本クラブの営業時間は、館内掲示およびホームページ掲載の通りとする。

## 第11条（入会金、利用料金の変更）

本クラブは会員が支払う諸費用を社会経済情勢の変動に応じて変更することがある。

## 第12条（支払い方法）

会費の支払いは原則として、金融機関の口座振替によるものとする。

- ① 指定金融機関、および口座振替の申し込み方法等については、別途これを定める。
- ② 月会費は毎月6日に当月分を引き落すこととする。
- ③ 月会費等が引き落とし不能の場合は、本クラブの定めた期日までに支払うこととする。
- ④ 月会費引落が3ヶ月以上不能のときは自動的に退会とする。

## 第13条（回数券）

回数券の有効期限は購入日から3か月間とし、一旦購入された回数券の払い戻しはできない。

## 第14条（不可抗力）

- ① 天災地変、荒天、戦争、暴動、火災、感染症、疫病、ストライキ、行政機関等の指示、来館者の安全確保ができないと本クラブが判断した場合、その他不可抗力によりスクールを受講できなくなっても、本クラブは責任を負わず、会費の返金および代替練習は行わない。
- ② 会費の支払い遅滞および不能は、不可抗力により免責されない。
- ③ 不可抗力に係る会員の受講自粛要請については、適宜これを定める。

## 第15条（免責）

- ① 本クラブ内で発生した盗難、傷害、身体に係わる事故については、一切の責任を負わない。但し、本クラブに重大な過失があった場合は、この限りではない。
- ② 自宅から施設更衣室までの間における会員の安全管理については、会員本人または保護者が責任を持ち、本クラブは一切の責任を負わない。

## 第16条（損害賠償責任）

会員が、自己の責に帰すべき事由により、本クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、会員は自己の責任と負担においてその損害賠償の責を負わなければならない。

## 第17条（本規程に定めなき事項）

本規程に定めていない事項は、必要に応じて本クラブがこれを定めるものとする。